

請 願 番 号	請 願 第 2 号	件 名	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願
受理年月日	平成30年 11月20日	請願代表者 住所・氏名	各務原市那加信長町2丁目74番地 各務原民主商工会 会長 野村 和義
付託委員会	民 生 常 任 委 員 会	紹 介 議 員	波多野こうめ、永治明子

(請願趣旨)

いま私たちの暮らしや地域経済は大変深刻な状況です。8%増税によって戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになりました。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして実質賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。ところが政府は、2019年10月に消費税率10%への引き上げを強行する姿勢を崩していません。税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても4.6兆円＝1世帯当たり8万円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来します。

加えて税率引上げと同時に実施を狙う「複数税率」には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分は値上がりします。また8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入される「インボイス（適格請求書）制度」は地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。各務原市内の申告業者のうち青色申告4,978人、白色申告19,201人と青色申告が2割程しか普及していない現状でインボイス制度が導入されれば、煩雑な記帳が求められる白色申告業者は廃業に追い込まれます。事業者数の多くを占める白色申告者を苦しみ、追っては廃業に追い込み、市の税収に影響を及ぼす恐れがあります。インボイスを実施させないためにも消費税増税は行うべきではありません。日本商工会議所もインボイス制度については、「廃止を含め、慎重に検討すべき」と公表しています。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠です。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請しています。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

私たちは、住民の暮らしと地域経済、そして地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項についてお願いいたします。

(請願事項)

- 一．2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を政府にあげてください
- 一．インボイス導入中止を求める意見書を政府にあげてください